

Information

「おいしい生活おまえざき」参加者を募集します

毎年好評の食と健康の講座を今年も開催します！生活習慣を見直して健康な生活を送りましょう♪
さらにパワーアップした健康講座に、みなさんもぜひ参加してみませんか？

日時 第1回 ① 8月 2日(火) 10:00～11:30
② 8月10日(水) 10:00～11:30
第2回 9月13日(火) 10:00～11:30
第3回 10月13日(木) 9:30～13:00
第4回 11月 8日(火) 9:30～13:00
第5回 12月 8日(木) 9:30～13:00

内容 第1回 ①②高血圧予防と減塩のポイント
(同じ内容を会場を変えて実施)
第2回 糖尿病予防の食事&運動
第3回 骨粗鬆症の予防
第4回 コレステロール対策&運動
第5回 大人の作法教室

※どれか1つだけの参加も可能です。

※感染症の状況により、日程や内容が変更となる可能性があります。

※第3回～第5回は調理実習があります。

講師 管理栄養士、保健師(第1回のみ)、理学療法士(第2回・第4回)、作法講師(第5回のみ)

場所 第1回①、第2回 市役所西館
第1回② 白羽地区センター
第3回～第5回 浜岡健康センター

参加費 第3回～第5回各回300円(それ以外は無料)

申込方法 照会先へ電話で予約

※各回定員15人ほどを予定しています。特に調理実習のある回は、定員を大幅に越える場合、お断りさせていただくこともあります。

申込期間 それぞれ開催日の2週間程前まで。

定員となり次第、受付終了となります。

対象者 市内在住の18歳以上の男女

照会 健康づくり課 ☎0537-851123

私有地から張り出した樹木は 所有者が責任を持って管理してください

私有地から道路上に張り出した樹木などは、日常的な雨や風の影響でも枝が折れたり、垂れ下がったりすることがあります。これらは、歩行者や自動車の視界などを妨げ、重大な事故の原因となる恐れがあります。道路上に張り出した樹木などの維持管理も土地所有者の義務です。

なお、張り出した樹木により事故が発生した場合は、土地所有者が賠償責任(民法717条)を問われる可能性があります。道路通行者だけでなく、自分自身を守るために、私有地から樹木などが張り出している場合は、ご自身の責任で伐採をお願いします。

事故を未然に防ぎ、安全に道路を通行できるよう、皆様のご理解とご協力をお願いします。

※民法717条、「土地の工作物の占有者及び所有者の責任」



国道・県道に関する問い合わせ先
袋井土木事務所維持管理課 ☎0538-423215

市道に関する問い合わせ先
建設課 ☎0537-851122